

龍野商工会議所 令和8年度 環境アクションプラン



令和8年4月1日制定

1. 策定趣旨

社会活動を行う上で地球環境保全に配慮することが社会全般から求められている中、龍野商工会議所(以下、「当所」と言う。)においても事業活動を展開する上で環境に配慮することは社会からの要請であり、地域総合経済団体として「経済と環境の両立」を図るため率先垂範で取り組むことは当所の使命である。

また、環境対策はコストの増大を招く側面がクローズアップされがちであるが、工夫を凝らすことによって、新たなビジネスの芽を生んだり、技術革新が進んだりする可能性を秘めた分野である。会員事業所に対してビジネス提案をしていくためにも、環境対策への取り組みは必要不可欠である。

上記認識の下、環境アクションプランを策定する。



2. 基本方針

コスト・労力を極力かけずに、かつ、無理なく継続できるよう着眼大局・着手小局で取り組む。

3. 実施体制・達成目標の検証

(1) 実施体制

統括	専務理事	齊藤 純一
実施責任者	事務局長	山村 智子
実施担当者	総務課長補佐	安井 良子

(2) 達成目標の検証

毎年度、実施予定事業の執行状況を確認し、その結果を踏まえ、当アクションプランを見直す。

検証結果、当アクションプランについては、当所ホームページ上で公開する。



4. 実施事業

(1) 会員事業所の取組みへの支援

① SDGsの取組みへの支援

ア) 各部会(業界)において設定するSDGsのゴールの実現を通じて、会員事業所の取組みを支援する。

イ) 脱炭素社会に向けた効果的な取組みを調査研究し、周知する。

ウ) 二酸化炭素排出量測定システムの活用をサポートする。

② 環境保全に関する啓発

ア) 環境問題について各種会議等で説明、資料配布する。



③ 環境先進事例や支援施策等の情報提供

- ア) 会報、ホームページ、メルマガで支援制度等の情報を会員事業所に提供する。
- イ) 環境先進事例、支援施策等の情報を各種会議等で説明、資料配布する。
- ウ) 東京商工会議所が実施する「eco検定」の周知に努める。

④ 環境保全に関する取組みへの支援

- ア) 女性会におけるリサイクル用廃油回収を支援する。



(2) 事務局内の環境対策活動の推進

① 人材育成

ア) 東京商工会議所が実施する「eco検定」受験を職員に推奨し、受験をサポートする。

② 定時勤務の推進

ア) 職員の定時勤務を推進する。

③ 紙使用量の削減

ア) コピー用紙の使用量を削減する。複合機のプレビュー機能を活用し、プリンターの誤出力、DM等不要なファクシミリ出力をなくす。

イ) 書類はデータ保存し、不要な印刷をしない。

ウ) 会議案内は電子メールで送るとともに、会議、セミナー等の資料はデータ配布し、会場はスクリーンに映す。



④ 電力使用量の削減

ア) 電力デマンド監視装置を導入し、使用電力を把握する。

イ) ピーク電力の対令和2年度比17%削減を維持する。

ウ) 事務所、廊下、階段、トイレ等の不要時消灯を徹底する。

エ) 職員におけるエレベータ利用を原則禁止し、階段利用を徹底する。

オ) クールビズを実施する。

カ) ブラインドを利用し夏期の日射を遮断することにより、冷房の抑制を図る。

キ) 複合機の省電力設定、不使用時のPC電源切断等を徹底し、OA機器等の待機電力低減に努める。

ク) 廊下と階段室の間の防火扉を閉め、保温効果を高めることにより冷暖房の抑制を図る。



⑤ 廃棄物排出量の削減

ア) ゴミの持帰り運動を徹底することによる、ゴミの発生自体の抑制を図る。

イ) ゴミの分別を徹底し、再資源化を促進する。

ウ) 懇親会等における発注量の見直しにより、フードロスの削減を図る。

⑥ 水使用量の削減

ア) 給湯室、トイレ等の節水を励行する。



⑦ ガソリン使用量の削減

ア) 近距離の用務では自動車を使用せず、自転車、徒歩等で移動する。

イ) 急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止等エコドライブを励行する。

⑧ グリーン購入の実施

ア) 再生資源を使用した商品や再生可能な商品、繰り返し使える商品、省エネ・省資源型の商品、容器包装を簡素化した商品、環境ラベル認定の製品等環境負荷の低い商品を選ぶ。

